

社労連第423号
令和元年6月11日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 西 健 造
(公印省略)

第15回（令和元年度）特別研修申込要領の送付等について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、連合会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の特別研修の受講申込受付は、6月19日（水）から7月16日（火）までを予定しており、申込要領については、請求用紙を『月刊社労士』6月号及び連合会ホームページの会員専用ページに掲載のうえ、6月19日（水）から配付することとしております。

連合会といたしましては、ひとりでも多くの会員が特別研修を修了し、特定社労士となって活躍されることを期待しているところです。

つきましては、別添「特別研修申込要領の配付等について」をご参照のうえ、貴会窓口における申込要領配付のご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴会ホームページ、諸会議及び研修会等において受講奨励方、併せてお願い申し上げます。

謹白

(担当：試験センター)

特別研修申込要領の配付等について

1. 申込要領の配付について

(1) 試験センターにおける配付

『月刊社労士』6月号及び連合会ホームページの会員専用ページに掲載される申込要領送付請求書を用いて、試験センター宛にFAXまたは郵送によりご請求いただき、試験センターから請求者宛に申込要領を郵送いたします。

また、試験センター窓口での配付も併せて行います。

(2) 都道府県会事務局における配付

試験センターより貴会事務局宛に別紙1の部数を6月18日（火）着日指定にて送付いたしますので、6月19日（水）から7月16日（火）までの間、窓口での配付をお願いします。

2. 受講対象者について

受講対象者は社労士に限られます。

また、1人でも多くの修了者を輩出するため、7月1日付、7月15日付登録予定の方まで受け付けます。

なお、受講申込書には「登録番号」を記載することとなっていますが、7月付登録者におかれましては、受講申込みにあたり登録番号が未発出となりますので、「登録番号」の記載に代えて、受講申込書に「登録申請書の控え」の写し（コピー）を添付してお申込みいただきますようご案内ください。

※聴講制度について

特別研修の既修了者を対象とする「聴講制度」を中央発信講義及びゼミナールで実施する予定です。聴講希望者の受け入れについては、各会場の受講申込状況を考慮させていただきますが、地域による不公平が生じないように、可能な限りご希望に応じたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 特別研修教材の頒布について

貴会において、特別研修を修了した会員を対象に紛争解決手続代理業務について幅広く学ぶことを目的とする研修会等を実施される場合、ご希望に応じて本年度の特別研修教材（9月上旬完成予定）を頒布いたします。

教材頒布を希望する場合は、6月28日（金）までに、別紙2により試験センターまでお申し込み下さい。

なお、頒布価格は次のとおりです。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①中央発信講義教材 | 3, 300円（税・送料込み） |
| ②グループ研修・ゼミナール教材 | 2, 600円（税・送料込み） |